

令和元年9月9日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部文化自治振興課

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例（骨子）への意見募集について

このたび、「(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子」につきまして、市民意見を募集することとしましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 条例の骨子について

「(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子」（資料1）

「(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の目指すところ」（資料2）

2. 条例の骨子に対するパブリックコメントの実施について

<実施期間>

令和元年9月11日（水）から令和元年10月11日（金）まで

<公表方法>

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 文化自治振興課及び行政資料コーナーへの配架
- (3) 市の主な公共施設への配架
- (4) 関係団体への送付

<意見を提出できる人>

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前記対象者の他、(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子に利害関係を有する人

<意見の提出方法>

- (1) 文化自治振興課への持参
- (2) 郵送
- (3) FAX
- (4) 電子メール
- (5) 市民の声投書箱に投函

<意見等の公表>

お寄せいただいたご意見等及びそれに対する本市の考え方は、市ホームページで公表します。

3. 議案の提出について

パブリックコメントの結果を踏まえ、令和元年12月定例会に議案を提出する予定としています。

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子

<条例制定の背景・目的>

宇治は京都・奈良の中間に位置することから、古代より交通の要衝として発展してきました。また、宇治川と山々がおりなす風光は 古いにしえより歌人たちを魅了し、宇治の情景は多くの歌に詠まれてきました。平安時代には貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華麗な王朝文化の一端を担いました。鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代以降は有力な茶産地となりました。江戸時代、宇治茶が高級茶の代名詞としての名声を確立するとともに、平家物語などの古典文学作品が広く読まれ、その舞台となった宇治の名も知れ渡っていきました。わがまち・宇治は、それぞれの時代で新たな特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史を築き上げてきました。

現代に生きる我々の暮らしには、世界遺産をはじめとする多くの文化財、幾千の時を超えて滔々と流れる宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化と伝統、歴史が息づいています。

これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定します。

<基本理念>

文化芸術の振興に当たって、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されることを前提に、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ると共に市、市民、文化芸術団体及び事業者が必要に応じて協働し、文化芸術活動の推進するものとします。

<用語の定義>

- (1) 文化芸術…文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものをいいます。
- (2) 文化芸術活動…文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいいます。
- (3) 市民…市内に在住、勤務、在学する者、及び市内において文化芸術活動を行う者をいいます。
- (4) 文化芸術団体…市内において文化芸術活動を行う団体をいいます。
- (5) 事業者…市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいいます。

<市の責務>

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るため、基本的施策を定め、これを推進するものとします。

<市民の役割>

市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を互いに理解し、尊重するよう努めるものとします。

<文化芸術団体の役割>

文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的に文化芸術活動を一層推進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めるものとします。

<事業者の役割>

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めるものとします。

<基本計画>

市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画を策定するよう努めます。

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の目指すところ

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例は、世界遺産をはじめとする数多くの文化財、宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化が息づいていいる本市において、これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、制定しようとするものです。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るため、基本的施策を定め、これを推進します。

<基本的施策>

- 文化芸術活動を行う機会の充実
- 文化芸術交流の促進
- 高齢者の文化芸術活動の促進
- 障害者の文化芸術活動の促進
- 子ども、若者の文化芸術活動の促進
- 文化芸術活動の担い手の育成
- 情報の収集及び発信

<具体的取組>

- 市主催イベントへの文化団体等の出演の促進。
- 文化活動団体の紹介・仲介。
- チラシの配架等による文化芸術活動の広報協力。
- ホームページで国・府等の文化イベント等の広報。
- 文化会館使用料助成を広く広報し、発表の機会等の促進。

市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を互いに理解し、尊重するよう努めましょう。

<取組内容>

- 宇治市の文化を知り、文化活動への理解を深めましょう。
- 地域における文化芸術の振興に関する取り組みに積極的に参加しましょう。
- 地域における文化芸術活動を広く発信していきましょう。

<具体的取組例>

- サークル活動や文化イベントに参加する。
- 地域における演奏会や展覧会への参加・観覧。
- SNSなどを利用し、宇治市の文化活動を積極的に発信する。

※文化芸術活動…文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいいます。

※市民…市内に在住、勤務、在学する者、及び市内において文化芸術活動を行う者をいいます。

文化芸術団体の役割

文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的に文化芸術活動を一層推進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めましょう。

<取組内容>

- 各文化芸術団体における文化発表会などの実施。
- 市民、市や地域への積極的な協力。

<具体的取組>

- 演奏会や展覧会などの実施。
- 市民文化芸術祭などの市内で開催されるイベントへの出演。

○地蔵盆などの地域事業への出演。

※文化芸術団体…市内において文化芸術活動を行う団体をいいます。

事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めましょう。

<取組内容>

○市民、文化芸術団体への支援。

<具体的取組>

○演奏会や展覧会などの発表、活動の場の提供。

※事業者…市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいいます。